

学校法人平方学園明和学園短期大学科学研究費等に係る直接経費取扱の留意事項

(趣旨)

第1条 この留意事項は、学校法人平方学園（以下「学園」という。）明和学園短期大学（以下「本学」という。）科学研究費等取扱規程（以下「科研費規程」という。）に規定する科研費および助成金（以下「科学研究費等」という。）の取扱いを適切、公平、公明に行う上で留意すべき必要な事項を明示するものである。

(基本的事項)

第2条 教職員は、学園が学校法人として公の性格を有すること及び学園に属する本学が研究と教育の機関であることの認識のもと、業務の遂行に当たり、本学の充実、発展に組織として取り組むものとする。

2 教職員が組織として業務に取り組むとは、その遂行が公正、公平、公明で、効率的、効果的に行われることであり、教職員は、このような業務となるよう、相互に点検、評価をし、高めあうものとする。

3 本学に措置された科学研究費等の使用、管理、取扱いに携わる教職員（研究に共同して、又は協力して取り組む学園以外の者を含む。）は、法令、交付決定時の条件、科研費規程、学校法人平方学園経理規則（以下「経理規則」という。）、その他学園、本学の諸規則、諸規程などに基づき、公正、公平、公明に業務を遂行するものとする。

その際、科研費規程に示す手続きその他の事項に基づき、適切に業務を処理するものとし、不正又は不適切若しくはその疑いのある業務の扱いは、厳に慎まなければならない。

4 科学研究費等を用いて研究する者及び関係する事務を取り扱う者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）を十分に理解し、業務を行うものとする。

(責任・管理の体制)

第3条 科学研究費等の取扱いにかかる業務は、本学の業務分担により、教務課、事務室を主な担当部署とする。

2 業務の遂行における責任は、本学の事務決裁規程の定めるところにより、一義的には専決権を付与された者に属するが、本学としての責任は、決裁権を有する学長に、また、最終責任は、本学を学園の一つの機関とする学園の理事長に帰する。

3 科学研究費等にかかる業務及びその遂行において、不正又は不適切な行為若しくはその疑いのある行為であると認識した者（学園の教職員又は学園外の者）は、その旨の申し出を第1項の担当部署の教職員を含め、本学の教職員に行うものとする。

4 前項の申し出を受けた教職員は、その旨を上司に、上司はその旨をコンプライアンス担当理事、リスク管理担当理事又は通報対応責任者に申し出るものとする。

5 前項の申し出を受けたコンプライアンス担当理事、リスク管理担当理事又は通報対応責任者は、当該申し出にかかる調査を該当する学園の規程の定めるところにより行うとともに、他の二者にもその旨を連絡し、必要な協力を得るものとする。なお、三者で協議の上、担当する箇所を定めることが出来るものとする。

また、コンプライアンス担当理事（担当理事のもとに置かれるコンプライアンス委員会を含む。）、リスク管理担当理事（管理担当理事のもとに設置された対策のためのチームを含む。）及び通報対応責任者（責任者のもとに設置された調査委員会を含む。）は、学園の組織から独立した組織としての機能を有するものとして、それぞれの規程に定められた必要な措置を講ずるものとする。

なお、調査のために設置する委員会（コンプライアンス委員会、チーム、調査委員会）で検討する上で、研究内容等に係る専門的事項に関係する場合は、理事長と相談の上、必要に応じて学園外の者を委員会の委員に依頼する場合がある。

6 第3項の申し出を行った者は、学園の公益通報者保護規程の定めるところにより、保護されるものとする。

7 コンプライアンス担当理事は、科学研究費等を扱う者に対して、法令等の遵守による科学研究費等の適切な使用及び業務処理となるよう、必要な指示、指導、助言を行うとともに、科学研究費等の扱いにかかる情報の収集に努めるものとする。

8 リスク管理担当理事は、科学研究費等の扱いにかかわるリスクが学園、本学に発生しないよう、関係者に対し必要な指示、指導、助言を行うとともに、科学研究費等の扱いにかかる情報の収集に努めるものとする。

9 本条にかかる組織図は、別表の通りとし、この留意事項とともに公表する。

（適正な運営・管理）

第4条 学長は、科学研究費等に関する教職員が適切な使用や事務処理を行うことができるよう、関係者の意識の向上と理解の深化のための説明会又は研修会を実施する。

その際、学長は、説明又は研修の内容の一部を関係教職員に委任することが出来るものとする。

2 前項の説明会又は研修会の内容については、科研費規程、経理規則及び経理規則に基づく規程並びにこの留意事項を含めるものとする。

3 第1項の説明会又は研修会に参加した教職員（研究に共同して、又は協力して取り組む学園以外の者を含む。）は、科学研究費等にかかる内容を理解した旨並びに適正な使用及び事務処理を行う旨の誓約書を学長に提出するものとする。

4 科学研究費等を使用しての物品購入、臨時的雇用、謝金、出張については、科研費規程第5条、第6条、第7条及び第8条によるものとし、事前に関係する事務職員と十分な打ち合わせを行うものとする。

その際、事務職員は、必要に応じて、学園の顧問税理士の指導、助言を受けるものとする。

また、臨時的に雇用される者との雇用契約は、学園との間で取り交わすものとする。

- 5 前項において、購入する物品が専門的である又はシステム開発や機器の保守、点検等の特殊な役務である場合で、事務職員による発注、検収等が困難なときは、研究者による発注、検収等の業務を、事務職員の立会いのもと、特例として認めるものとする。

その際、研究者は、事務職員が理解できるよう、十分な説明に努めるものとする。

(点検の体制)

第5条 本学における科学研究費等の使用にかかる点検は、科研費規程第15条によるとともに、次の各号にかかげる事項に取り組むものとする。

一 科学研究費等の取扱いが、法令、ガイドライン、科研費規程その他関連する規則等に沿ったものとなっているかを、研究者と事務処理を行う者とが相互にチェックしながら業務を行うこと。

二 理事長又は学長は、監査における会計士とのコミュニケーションの際に、科学研究費等の事項を含めること。

三 本学における科学研究費等の使用が適切に行われているかの点検は、学園の経理課の職員を中心として行うこと。

その際、関係者からの聴取や事実確認の実施調査を必要に応じて行うことがある。

四 監事、会計士による期中、期末監査において、又は前号の点検において、科学研究費等の使用にかかる不正又は不適切若しくはその疑いがある旨の指摘を受けた学園の職員は、当該事項について、速やかにコンプライアンス担当理事及びリスク管理担当理事に申し出ること。

また、第1号において、一方が他方の本号におけると同様な事項を発見した場合も同様とすること。

五 前号の申し出に対しては、それぞれのコンプライアンス規程、リスク管理規程に基づいて必要な措置を講ずること。なお、両者が一体となって措置することもできること。

六 前号の措置の終了後（途中の場合も含む。）には、再発防止に向けての制度整備等も含めて、必要な措置を速やかに講じ、関係者に徹底すること。

(不正行為等への対応)

第6条 科学研究費等に関する業務又はその遂行における不正行為に対しては、文部科学省その他の関係機関にその旨を速やかに報告するとともに、公表するものとする。

2 科学研究費等の執行は、不正行為の発覚した時点で停止し、その後の扱いについては、科研費規程中の科研費は文部科学省の、助成金は法人等の指示によるものとする。

3 科学研究費等に関する業務又はその遂行における不適切な行為に対しては、調査の結果に基づき、前二項と同様に対応することがある。

4 科学研究費等（前項で準用する場合も含む。）を使用して、共同して又は協力して研究に取り組む学園以外の者の不正行為に対しては、前三項を準用するとともに、当該研究

する者の所属する機関にその旨の報告をするものとする。

5 科学研究費等の扱いにおいて、業者に不正な行為に応じるよう働きかけを行った、又は業者の不正な行為に応じた教職員（研究に共同して、又は協力して取り組む学園外の者を含む。次項において同じ。）に対しては、前四項を準用するものとする。

6 科学研究費等の扱いにおいて、不正な取引に関与した業者に対しては、その後の学園との取引を、一定の期間、停止することがある。なお、不正な行為への働きかけを教職員が行った場合であっても、その働きかけに応じた業者に対しては、同様の措置をとるものとする。

7 第1項、第3項又は第5項にかかる本学園の教職員は、当該教職員が所属する機関の就業規則及び平方学園懲戒処分基準に照らして処分を行うものとする。

（留意事項の準用）

第7条 科学研究費等以外で、国の機関（独立行政法人その他の類する機関を含む。）から研究のための交付又は寄贈を受ける金品の取り扱いについては、本留意事項を準用する。

（留意事項の改廃）

第8条 この留意事項の改廃は、学長が、教授会の意見を参考にして、理事会の承認を得て、行うものとする。ただし、コンプライアンス担当理事、コンプライアンス委員会の委員、リスク管理担当理事、通報対応責任者が、理事、監事及び評議員の改選に伴い、又は人事異動に伴い生じる変更の場合にあっては、その変更は当然のものとして、本条前段を適用しない。

附則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この留意事項は、平成26年11月28日から施行する。

附則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

